

令和5年度第1回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 議事次第

日時：令和5年6月23日(金)

14時00分～

場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 第90回OIE総会の報告
3. 2023年2月のOIEコード委員会報告書において提示されたコード改正案等に係る意見交換
 - ① と畜時のアニマルウェルフェア（第7.5章）
 - ② コード委員会の今後の活動計画
4. その他

令和5年度第1回OIE連絡協議会メンバー名簿

<通常メンバー>

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 飯塚 修 | (公社) 日本動物福祉協会 理事 |
| (2) 磯部 尚 | (公社) 畜産技術協会 国際交流部長 |
| (3) 内橋 政敏 | (一社) Jミルク 専務理事 |
| (4) 江口 法生 | (一社) 日本スーパーマーケット協会 専務理事 |
| (5) 小田 茂樹 | 北海道農政部生産振興局 畜産振興課
家畜衛生担当課長 |
| (6) 瀬瀬 美千世 | 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 事務局長 |
| (7) 近藤 康二 | (公社) 中央畜産会 専務理事 |
| (8) 境 政人 | (公社) 日本獣医師会 副会長 兼 専務理事 |
| (9) 征矢野 茂 | 群馬県食肉事業協同組合連合会 会長 |
| (10) 筒井 俊之 | 立命館大学 食マネジメント学部 教授 |
| (11) 中島 一敏 | 大東文化大学 スポーツ・健康科学部
健康科学科 教授 |
| (12) 山根 香織 | 主婦連合会 常任幹事 |

(五十音順)

国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会開催要領

平成22年4月26日
消費・安全局 動物衛生課
(令和3年11月1日一部改正)

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（OIE）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（OIEコード）を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の動物検疫措置が、OIEの作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) OIEコードは、加盟国への意見聴取と、OIE総会における採択を経て策定又は改正される。OIEコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、OIEコードの策定又は改正に関する我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとともに、意見交換を行うことが重要である。また、OIEコードの策定・改正に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、OIE基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」（以下「OIE連絡協議会」とする。）を開催する。

2. メンバー構成

OIE連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

(1) 通常メンバー

OIEコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べるができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体等からの推薦者（9名）
- ・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3名）

(2) 臨時メンバー（議題に応じて参集するメンバー）

議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べるができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。

- ・議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者（8名以内）

3. メンバーの選任

(1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

(2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

(3) 選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

4. 開催方法

- OIE連絡協議会は、冬（12月～1月）及び夏（6月～8月）の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、OIE 陸生コード改正案についての意見交換、OIEの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。
- OIE連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意のもと、非公開とすることができる。
- OIE連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。
- OIE連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。
- 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和5年度第1回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 配付資料一覧

資料1： 第90回OIE総会の報告

資料2： 「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案

資料3： コード委員会の今後の活動計画

【参考資料】

参考1： 「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案（英文）

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案（仮訳）

第90回OIE総会の報告



World
Organisation
for Animal
Health

Organisation
mondiale
de la santé
animale

Organización
Mundial
de Sanidad
Animal



90th General Session of the World Assembly of Delegates



開催概要

1. 日程: 令和5年5月21日(日)～25日(木)
2. 場所: フランス・パリ 化学会館
3. 参加者
144の加盟国・地域及び関係機関等から1,000名以上が参加
4. 主な議題
 - (1) 鳥インフルエンザに関する動物衛生フォーラム
 - (2) 世界の動物衛生をめぐる状況
 - (3) ワーキンググループの活動報告
 - (4) 陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)の活動報告
 - (5) 科学委員会の活動報告
 - (6) 水生動物衛生基準委員会(水生委員会)の活動報告
 - (7) 生物基準委員会(ラボラトリー委員会)の活動報告

90th General Session
World Organisation for Animal Health

World Assembly
Paris, 21-25 May 2023



事務局長 Dr Monique Eloit



議長 Dr Hugo Federico Idoyaga Benitez
(パラグアイ)

(1) 鳥インフルエンザに関する動物衛生フォーラム

世界的な鳥インフルエンザ(AI)の流行を受け、以下のテーマに基づき、各国の代表や専門家による議論が行われた。

1. AIのインテリジェンス: 早期発見及び予防のためのサーベイランス及びモニタリング
2. 疾病対応: 早期対応と事業継続のための疾病制圧戦略、ワクチンの役割
3. レジリエンス(回復力): 安全な国際貿易を促進するための国際基準
4. AIの漸進的制圧のための国際協調戦略 (※日本はセッション3にパネリストとして参加)

〈決議: 高病原性鳥インフルエンザの世界的制圧における戦略的課題〉

議論を踏まえ、AIワクチンの使用に関する推奨事項を含む決議が採択された。

- HPAI対策には、バイオセキュリティ、摘発淘汰及び移動制限が重要であり、その補完的な措置として、OIE基準に沿ったワクチンの使用は有効であるとされた。
- また、OIE基準に沿って適切に実施されているゾーニング及びコンパートメント主義、並びに、ウイルス循環を摘発できる強固なサーベイランスを軸とした、地域的要因を考慮した接種計画に沿ったワクチンの使用が推奨されている。

(OIEによるフォーラムの概要)

<https://www.woah.org/en/document/animal-health-forum-on-avian-influenza-policy-to-action-the-case-of-ai-reflections-for-change/>



(2)世界の動物衛生をめぐる状況

OIEより、各国からの通報情報をもとに、ランピースキン病の発生状況や、アフリカ豚熱、口蹄疫、小反芻獣疫、狂犬病、水生動物疾病に関する世界戦略の実行状況について報告がなされた。

- ・ ランピースキン病は、近年急速に感染が拡大。早期発見とワクチン接種が制圧のための鍵であり、診断能力の不足やワクチンの品質が課題。
- ・ 各疾病に関して、移動制限や、水際対策、ゾーニング等の対策を実施している国の割合が増加。一方、診断能力に関しては、各地域にリファレンスラボラトリーが均等に設置されていないこと等が課題として挙げられる。
- ・ 加盟国が国内状況を把握し、サーベイランスや飼養衛生管理の体制を整えることが必要。課題としては、野生動物におけるサーベイランス、診断体制の強化、ワクチン接種体制の整備、飼養衛生管理の強化が挙げられた。



Dr Jenny Hutchison



Dr Laure Weber-Vintzel

(3)ワーキンググループの活動報告

◆野生動物

- CITES(ワシントン条約)等外部機関や、OIE内の各専門委員会と連携して活動。
- 鳥インフルエンザについては、水生哺乳類でも感染が拡大するなど、野生動物にも大きな影響が生じている。サンプル採取等の課題も多い。先日、野鳥関連業務に従事している人に対するリスク管理のガイドラインを公表。



座長 Dr William Karesh

◆薬剤耐性(AMR)

- 技術的参照文書(Technical Reference Document)の作成については、鶏、豚、水生動物に関しては完了。2024年までに牛と犬猫に係る文書を作成予定。
- OIEコード第6.10章(獣医療における抗菌剤の責任ある慎重使用)の改訂作業については、原案について加盟国から140ものコメントが接到。今年9月のコード委員会後に、修正案が示される予定。水生コードのAMRの章に関しても改訂作業に着手する予定。



座長 石橋朋子氏



(4)コード委員会の活動報告

○総会に提示された陸生コード改正案は以下のとおり。

	項目	内容
1	—	ユーザーガイド
2	—	定義語
3	第1.3章	OIEリスト疾病
4	第8.8章	口蹄疫
5	第8.14章	狂犬病
6	第8.15章	リフトバレー熱
7	第10.9章	ニューカッスル病
8	第11.4章、第1.8章	BSE及びそのリスクステータス公式認定に係る申請手続き等
9	第12.2章	馬伝染性子宮炎
10	第12.6章	馬インフルエンザ
11	第12.7章	馬ピロプラズマ
12	第14.X章	<i>Theileria lestoquardi</i> , <i>T. luwenshuni</i> 及び <i>T. uilenbergi</i> 感染症
13	第16.1章	中東呼吸器症候群(MERS)
14	第8.Y章	リーシュマニア症
15	—	用語の見直し(fetal/foetal, fetus/foetus)
16	—	用語の見直し(cattle/bovid/bovine)
17	—	用語の見直し(enzootic/endemic, epizootic/epidemic)



口蹄疫に関する章以外の案は本総会で採択された。

(4)コード委員会の活動報告

◆BSE

加盟国からのコメントを受け、採択前に軽微な文言修正がなされたが、大きな変更はなく、改正コードは賛成多数により採択された。

主な改正内容

①非定型BSEの非リスト疾病化

非定型BSEについて、発生毎のOIEに対する通報義務がなくなった。

ただし、ステータスの年次更新の報告書において、引き続き非定型BSEの関連情報についてOIEに報告する必要。

②「管理されたリスク」の国の特定危険部位(SRM)から全月齢の扁桃を除外

<BSEコード改正に伴うSRMの変更>

	改正前	改正後
無視できるリスク	規定なし(貿易可)	規定なし(貿易可)
管理されたリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱	全月齢の回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱 ※ただし、“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”より前に出生した牛由来に限る。

(参考)BSEコード改正に伴うSRM(特定危険部位)の変更及び我が国の牛肉の輸入条件への影響

		コード改正前	コード改正後 (2023年5月25日に採択)
コード上のSRMの範囲 (※1)	無視できるリスク	規定なし(貿易可)	規定なし(貿易可)
	管理されたリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱	全月齢の回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱 【“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日(※2)”より前に出生した牛由来に限る。】
	不明のリスク	全月齢の扁桃・回腸遠位部、 12か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱	全月齢の回腸遠位部、 30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋・脊柱

【参考:厚労省により規定】

■ 我が国の牛肉の輸入条件(SRM関係)の例(※3)

米国

全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢以上の頭部(舌、頬肉、皮を除く。)・脊髄・脊柱(※4)

アイルランド

全月齢の扁桃・回腸遠位部・脊髄、30か月齢超の頭部(舌、頬肉を除く。)・脊柱(※4)

【国内】

■ 牛のSRM

現行

全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)・脊髄・脊柱

特定部位の改正に係る厚労省諮問(平成27年12月18日)

30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)・脊髄

(※1)改正後は‘SRM’ という語は消失。代わりに“commodities with the greatest BSE infectivity(最もBSE感染性が高い物品)”を使用。

(※2)「管理されたリスク」国の場合、ステータス認定の年が基準になるとされている。

(※3)月齢制限が撤廃されている国の条件に限る。

(※4)尾椎・頸椎・胸椎・腰椎棘突起及び横突起、正中仙骨稜及び仙骨翼を除く。

(4)コード委員会の活動報告

③BSEサーベイランスの変更

【改正前】

- 牛の年齢と臨床区分に応じて、検査毎にポイントを積算し、全体で一定ポイント以上の獲得を要求するサーベイランス
- 成牛100万頭以上を飼養する「無視できるリスク」の国である日本は、ステータス維持のため、7年間で15万ポイント以上となるよう検査を実施する必要

改正前コード第11.4.22条の表2

1頭当たりのサーベイランスポイント	健康と畜牛	死亡牛	起立不能牛等	特定症状牛
1才以上2才未満	0.01	0.2	0.4	N/A
2才以上4才未満	0.1	0.2	0.4	260
4才以上7才未満	0.2	0.9	1.6	750
7才以上9才未満	0.1	0.4	0.7	220
9才以上	0.0	0.1	0.2	45

(注)

コード上、サーベイランス対象となる区分として、①30か月齢超の特定症状を呈する牛、②30か月齢超の起立不能牛等、③30か月齢超の死亡牛、④36か月齢の健康と畜牛、を設定。
このうち、①の区分の牛は、獲得済みポイントに関わらず、全頭検査すべき。加えて、②～④のうち、少なくとも2つの区分をカバーすべき。

【改正後】

- 月齢区分を設けず、以下の①～④の牛については、家畜衛生当局に通報され、BSE検査の実施を検討する必要があるとしている。
 - ① 異常行動または神経症状を呈する他の原因に起因する可能性を否定した上で、治療に反応しないBSEの特定症状を呈する牛
 - ② 横臥が他の原因に起因する可能性を否定した上で、BSEを疑うに足る病歴を有する起立不能牛
 - ③ と畜場での生前検査において、異常行動または神経症状を示す牛
 - ④ 死亡が他の原因に起因する可能性を否定した上で、BSEを疑うに足る病歴を有する死亡牛

(4)コード委員会の活動報告

(参考)我が国におけるBSE検査対象について

- 現在：一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定臨床症状牛：全月齢
- 今後、改正コードを踏まえたBSEサーベイランスを実施していくため、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針、関係省令等の見直しを行っていく考え。

◆口蹄疫

ワクチン接種清浄国由来のワクチン接種動物について、一定要件の下、
ワクチン非接種清浄国に輸入可能とする改正点について、日本及びEUが反対を表明。
一方、南米勢を中心としたアメリカ地域からは、現行案での採択を強く支持する意見。
この他にも、数か国から技術的なコメントがあった。



議長判断で、今年の採択は見送られ、今後、加盟国の全ての懸念を払拭した上で、
来年の総会における採択を目指すこととなった。

(4)コード委員会の活動報告

◆狂犬病

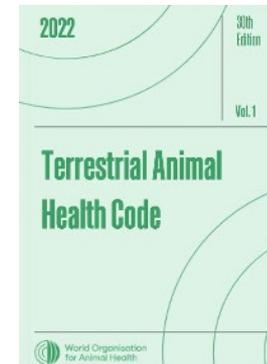
非清浄国からの犬の輸入要件に関して、現行は、ワクチン接種後の抗体検査の実施時期について、最短で、「輸出前3か月」としているが、これを「輸出前30日」へと変更する改正内容について、EU、5か国連合(米国、カナダ、英国、豪州、NZ)等が反対を表明。アフリカ連合も、当該内容については更なる検討が必要との立場を示した。



議長からは、当該提案は、科学的に妥当であることを確信しているが、大半の加盟国が望んでいないことが判明したことから、本提案を撤回するとの説明があった。一方で、犬由来狂犬病について、ワクチン接種計画に関する推奨事項をまとめた条項の新設については、採択を支持する意見が多くあったことから、当該条項のみが採択に付され、全会一致で採択された。



議長 Dr Etienne Bonbon



(5) 科学委員会の活動報告

○公式ステータスについて、以下の新たな国及び地域が認定された。

口蹄疫

ワクチン非接種清浄地域 ボリビア
Beni県及びLa Paz県北部(現・ワクチン接種清浄)とPando県(現・ワクチン非接種清浄)が合併したゾーン

ワクチン接種清浄地域 コロンビア
Protection Zone I (PZ1)
Norte de Santander県の29の自治体から構成されるゾーン

ロシア
Zone V (Far East) Amur Oblast, Jewish Autonomous Oblast, Primorsky Krai, Khabarovsk Krai, Zabaykalsky Kraiから構成されるゾーン

牛肺疫

清浄国 コロンビア

※豚熱、BSE、小反芻獣疫、アフリカ馬疫の認定はなし



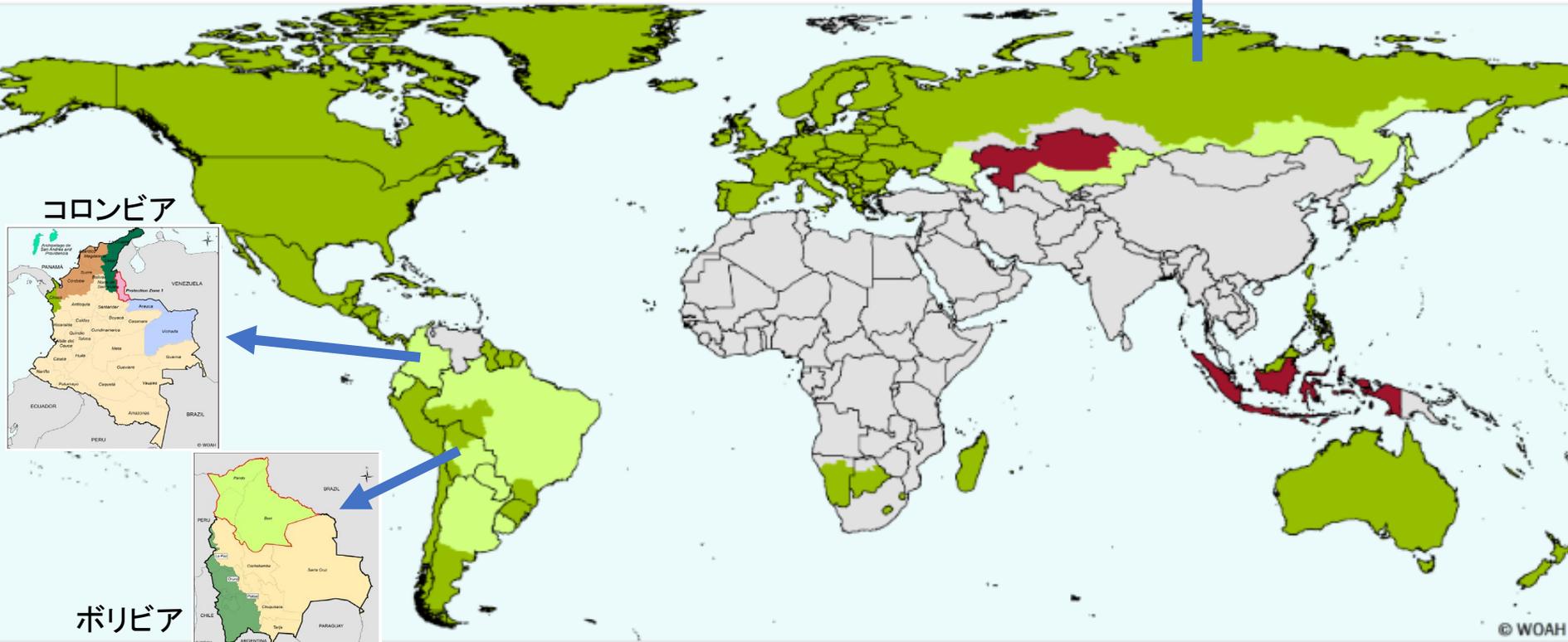
議長 Dr Christobal Zepeda

(5) 科学委員会の活動報告

○口蹄疫の公式ステータスの取得状況



ロシア



コロンビア

ボリビア

-  Members and zones recognised as free from FMD without vaccination
-  Members and zones recognised as free from FMD with vaccination

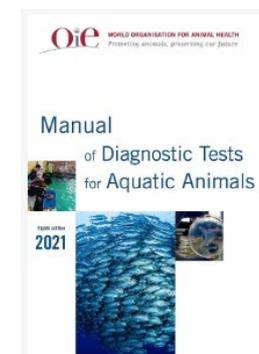
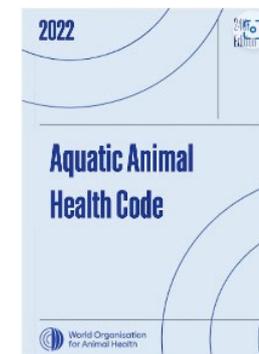
-  Suspension of FMD free status
-  Countries and zones without an official status for FMD

-  Containment zone within a FMD free zone (please refer to the Southern Africa regional map for visualisation)

(6) 水生委員会の活動報告

○以下の水生コード及びマニュアルの新規・改正案が採択された。

	章	内容
【水生コード】		
1	第9.3.1条	壊死性肝臓炎(NHP)
2	第9.4.1条、第9.4.2条	伝染性皮下造血器壊死症(IHHN)
3	第9.5.2条	伝染性筋壊死症(IMN)
4	第10.9.2条	コイ春ウイルス血症(SVC)
5	第10.X章	ティラピアレイクウイルス感染症(TiLV)
6	第11.2.2条	ボナミア・エクシティオサ感染症
7	第11.3.2条	ボナミア・オストレア感染症
8	第11.4.1条、第11.4.2条	マルティリア・レフリンジェンス感染症
9	第11.X.9条～第11.X.14条	軟体動物の疾病
【水生マニュアル】		
1	第2.2.1章	急性肝臓壊死症(AHPND)
2	第2.2.3章	壊死性肝臓炎(NHP)
3	第2.2.4章	伝染性皮下造血器壊死症(IHHN)
4	第2.2.5章	伝染性筋壊死症(IMN)
5	第2.2.7章	タウラ症候群
6	第2.2.8章	ホワイトスポット病
7	第2.3.1章	流行性潰瘍性症候群(EUS)
8	第2.3.2章	流行性造血器壊死症(EHN)
9	第2.3.9章	コイ春ウイルス血症(SVC)
10	第2.4.2章	ボナミア・エクシティオサ感染症
11	第2.4.3章	ボナミア・オストレア感染症
12	第2.4.4章	マルティリア・レフリンジェンス感染症



議長 Dr Ingo Ernst

(7) ラボラトリー委員会の活動報告

○以下の陸生マニュアルの新規・改正案が採択された。



議長 Dr Emmanuel Couacy-Hymann



	章	内容
1	—	用語の定義
2	第1.1.6章	感染症の診断アッセイバリデーションの原則及び方法
3	第1.1.10章	ワクチンバンク
4	第3.1.1章	炭疽
5	第3.1.5章	クリミアコンゴ出血熱
6	第3.1.18章	狂犬病
7	第3.1.19章	リフトバレー熱
8	第3.1.22章	旋毛虫症
9	第3.2.2章	アメリカ腐蛆病
10	第3.2.3章	ヨーロッパ腐蛆病
11	第3.3.10章	鶏痘
12	第3.3.13章	マレック病
13	第3.4.12章	ランピースキン病
14	第3.7.2章	兔出血熱
15	第3.9.7章	豚インフルエンザ
16	第3.10.1章	ブニヤウイルス感染症(リフトバレー熱及びクリミアコンゴ出血熱を除く)

(7) ラボラトリー委員会の活動報告

○以下の陸生疾病に関するリファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンターが新たに承認された。

◆リファレンスラボラトリー

	疾病名	施設名	所在地
1	ランピースキン病	Exotic and vector-borne diseases (EXOVEC), Department of infectious diseases in animals, Sciensano	ベルギー
2	アメリカ腐蛆病	Animal Health Laboratory, Diagnostic and Surveillance Services, Biosecurity New Zealand, Ministry for Primary Industries	ニュージーランド
3	バロア病	Animal Health Laboratory, Diagnostic and Surveillance Services, Biosecurity New Zealand, Ministry for Primary Industries	ニュージーランド
4	哺乳類の結核病	Centro de Vigilancia Sanitaria Veterinaria (VISAVET), Universidad Complutense de Madrid	スペイン

◆コラボレーティングセンター

	項目名	施設名	所在地
1	野生動物衛生のリスク管理	Wildlife Health Australia (WHA)	豪州
2	中東における動物用ワクチンの品質管理	The Central Laboratory for Evaluation of Veterinary Biologics (CLEVB)	エジプト
3	中東における「卒後初日の獣医師が具備すべき知識、技能及び態度」	Faculty of Veterinary Medicine, Cairo University	エジプト
4	アメリカ地域における動物衛生経済学	Department of Agricultural Economics, Kansas State University 他	米国 他

新規加盟国の認定

「セントビンセント及びグレナディーン諸島」の新規加盟が認定された。



OIEの加盟国・地域の数**は183**



(外務省HPより引用)

農林水産省HPに総会の概要を掲載
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>

